農林水産委員会

農林水産調査室

１　食料・農業・農村基本計画に基づく施策の推進

(1) 食料・農業・農村基本計画とその目標

「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号。以下「基本法」という。）の基本的な施策の方向性を具体化する、新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「基本計画」という。）が、令和７（2025）年４月に策定された。基本計画は、計画期間を５年間、目標年度を令和 12（2030）年度としている。

基本計画の実効性を高めるため、国内外の情勢を含めた現状の把握、その分析による課題の明確化、食料安全保障の確保に関する目標、課題解決のための具体的施策及びその施策の有効性を示すＫＰＩの設定を行うこととし、少なくとも年１回、その目標の達成状況の調査・公表、ＫＰＩの検証によりＰＤＣＡサイクルによる施策の見直しを実施することとしている。基本計画策定から１年が経過した令和８（2026）年６月～８月に開催された食料・農業・農村政策審議会企画部会において、最初の検証が報告され、議論された。

食料・農業・農村基本計画における主な目標・ＫＰＩ（2030 年（年度））

目標・KPI の項目	基準値	最新値	2030 年目標
目標 食料自給率（供給熱量ベース）	38%	37%	45%
目標 食料自給率（摂取熱量ベース）	45%	45%	53%
目標 農林水産物・食品の輸出額	1.5 兆円（2024 年）	1.7 兆円	5 兆円
目標 温室効果ガスの削減量	808 万 t-CO2（2022 年度）	1,002 万 t-CO2（2024 年度）	1,176 万 t-CO2
目標 農村関係人口の拡大が見られた市町村数	356 市町村（2024 年度）	452 市町村	630 市町村
目標 49 歳以下の担い手数	4.8 万人	4.7 万人	4.8 万人を維持
KPI 農業分野の生産年齢人口に占める 49 歳以下の割合	54.3%（2024 年）	53.8%	全産業並みに引き上げ（63.5%）
KPI 担い手への農地集積率	60.4%	62.1%	70%
目標 農地面積	427 万 ha（2024 年）	424 万 ha	412 万 ha
目標 15ha 以上の経営体の米生産コスト	11,350 円/60kg	10,807 円/60kg（2024 年）	9,500 円/60kg
KPI 全経営体の米生産コスト	15,944 円/60kg	15,796 円/60kg（2024 年）	13,000 円/60kg
KPI 小麦の生産コスト（田）	10,400 円/60kg	11,251 円/60kg（2024 年）	9,300 円/60kg
KPI 小麦の生産コスト（畑）	7,700 円/60kg	7,540 円/60kg（2024 年）	6,200 円/60kg
KPI 大豆の生産コスト（田）	22,800 円/60kg	21,493 円/60kg（2024 年）	18,000 円/60kg
KPI 大豆の生産コスト（畑）	16,700 円/60kg	14,180 円/60kg（2024 年）	14,600 円/60kg
KPI 水稲作付面積 15ha 以上の経営体の面積シェア	約３割（2020 年）	約 3.5 割	5 割
KPI 基盤整備実施地区における担い手の米生産コストの労働費	—	約6割減	6 割減（現状比）
KPI スマート農業技術を活用した面積の割合	約 20%（2024 年）	約 26%	50%
KPI サービス事業者数	5,701 経営体（2020 年）	6,316 経営体（2024年）	7,900 経営体
KPI 米の単収	535kg/10a	547kg/10a	570kg/10a
KPI 小麦の単収	472kg/10a	449kg/10a	537kg/10a
KPI 大豆の単収	169kg/10a	181kg/10a	223kg/10a
KPI 多収化や高温耐性等に資する品種の育成	—	5品種	35 品種

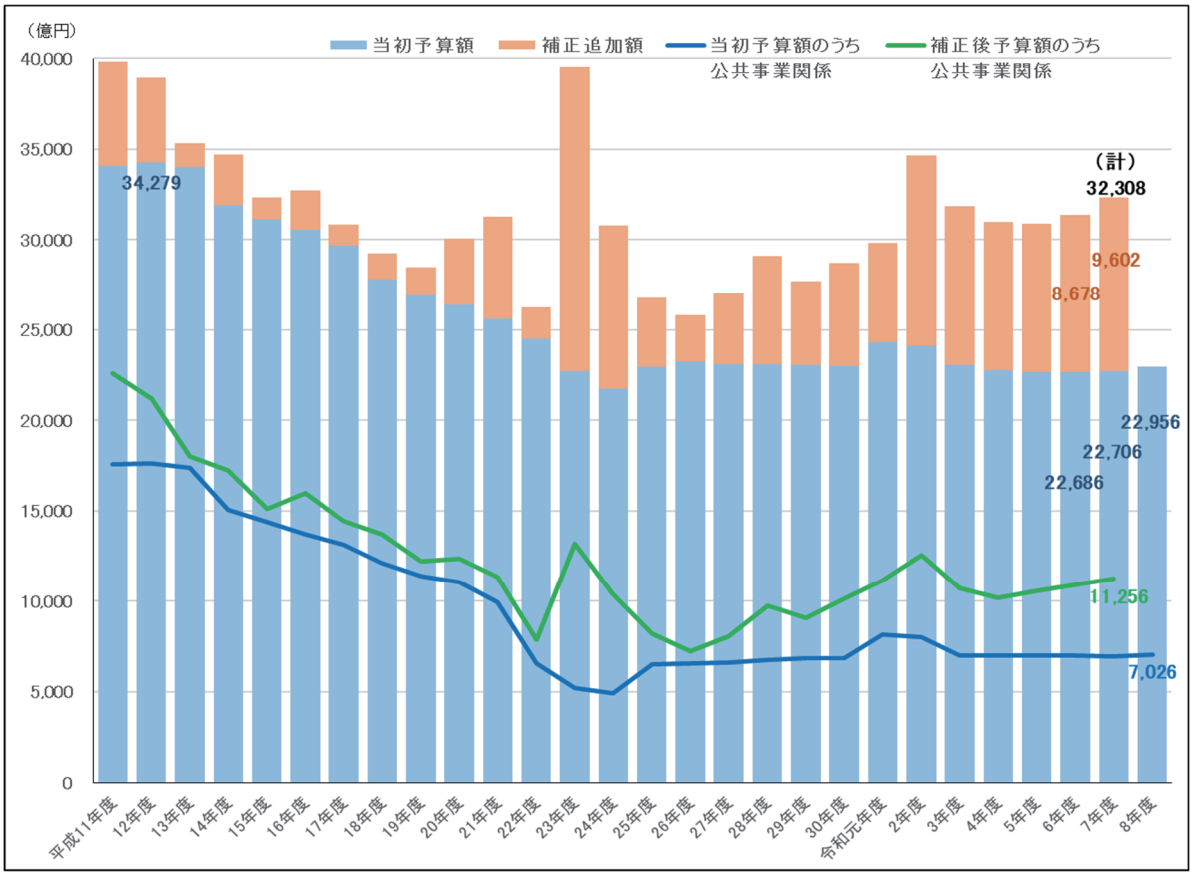
（出所）農林水産省ウェブサイトを基に当室作成（基準値は原則として 2023 年（年度）、最新値は原則として 2025 年（年度）、例外は個別に記載）

(2) 予算

農林水産省の令和９（2027）年度予算概算要求（以下「Ｒ９概算要求」という。）の総額は３兆 1,377 億円であり、さらに、金額を示さず事業の項目名だけを記す事項要求として、飲食料品の消費税率引下げへの対応に要する経費等を挙げている[1]。これらは、年末までの予算編成の過程で検討される。

なお、農林水産関係予算（当初予算）は、平成以降では、平成 12（2000）年度をピークに減少し、近年は横ばい傾向にある。また、近年は当初予算の約４割の規模の補正予算が計上されている。

農林水産関係予算の推移



（出所）令和元年度以前は「農林水産省年報」、令和２年度以降は「農林水産関係予算の骨子」を基に当室作成

２　米政策

米は我が国の主食であり、国民の食生活を支える重要な農産物である。また、水田は米の生産基盤としての役割に加え、国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等の多面的機能を有しており、国民生活の安定の観点からも重要な役割を果たしている。

近年、米をめぐる状況は大きく変化している。食生活の多様化等により需要が長期的に減少する中で、水田や担い手の減少が続いており、国内生産基盤の確保が課題となってい

[1] 政府は、令和７（2025）年度から令和 11（2029）年度について、農業の生産性と収益性の向上のため、令和６（2024）年に改正された基本法に基づく初動５年間の農業構造転換集中対策として、既存予算とは別枠で予算を確保するとしており、その規模は５年間で 2.5 兆円（国費 1.3 兆円）と見込まれている。Ｒ９概算要求で、農林水産省は 2,904 億円を計上したほか、事項要求も行っている。

る。また、輸入に多くを依存している肥料などの生産資材の価格高騰は、水田経営に大きな影響を与えている。

(1) 政府備蓄米の売渡しと対応の検証

こうした中、令和６（2024）年夏の端境期における米の品薄状況の発生等により、米価が高騰し、供給に対する不安が高まった。このため、政府は令和７（2025）年３月以降、政府備蓄米の売渡しを実施した。

同年、政府は米価高騰の要因や対応に関する検証を行った。その結果、多様化する流通ルートを的確に把握できていないなどの課題が明らかとなり、政府は「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成６年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）の改正を含めた対策をとりまとめた。

(2) 食糧法の改正

令和８（2026）年、第 221 回国会において、食糧法の改正法が成立した。その概要は次表のとおりである。

食糧法改正の概要

改正事項	改正の内容
多様化する流通実態の把握強化	①届出事業者の拡大 ・米穀の出荷・販売業者に加え、加工・中食・外食の事業者を追加 ②定期的報告の義務化、罰則の強化 ・①の事業者に対し、国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告を義務化 ・届出・定期報告等の適正性を担保するため、罰則を措置
備蓄制度の見直し	①目的の見直し ・生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し ②民間備蓄制度の創設[2] ・政府備蓄に加え、一定規模以上の民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付け
需要に応じた生産の促進	①生産調整方針の廃止 ・米の需要減少を前提とした生産調整方針に関連する規定を廃止 ②需要に応じた生産に係る責務規定の新設 ・生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること等を明記

（出所）農林水産省資料を基に当室作成

(3) 政府備蓄米の買戻し等

政府は備蓄水準の回復にも取り組んでいる。政府備蓄は、米穀の供給が不足する事態に備える食料安全保障上の政策手段であり、毎年６月末時点でおおむね 100 万ｔ程度を適正な備蓄水準としている[3]。

令和７（2025）年３月以降の政府備蓄米の売渡しにおいては、買戻し条件付売渡し 31 万ｔ及び買戻し条件を付さない売渡し 28 万ｔの合計 59 万ｔの政府備蓄が減少した。

[2] 民間備蓄制度の導入に向けた運用を検討するための実証事業が実施されている。

[3] 本項目の重量（t）は全て玄米ベースである。

この結果、政府備蓄米の在庫は令和８（2026）年６月末時点で 32 万ｔまで減少し、令和８年産の政府備蓄米の買入契約数量 21 万ｔを加えても 53 万ｔに過ぎない。

その後、令和８年産水稲の作柄見通しでは、多くの産地で平年並み以上の収量が見込まれ、主食用米等の生産量は 735 万ｔから 754 万ｔ、令和９（2027）年６月末の民間在庫量[4]は 267 万ｔから 304 万ｔ程度となる見通し[5]が示された。供給不足が生じる見込みが低いと判断した農林水産省は、令和８年９月、令和７年産米 21 万ｔの買戻しを実施した。

(4) 新たな水田政策

現行の水田政策は、水田を活用した食料生産の拡大及び農業経営の安定を図る観点から、水田活用の直接支払交付金の交付や収入保険等のセーフティネット対策を実施している。

令和７（2025）年４月に閣議決定された基本計画では、令和９（2027）年度から水田政策を抜本的に見直す方針が示され、水田活用の直接支払交付金については、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換することが公表された。

さらに、令和８（2026）年６月の米の安定供給等実現関係閣僚会議に農林水産省が提出した「新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み」では、次表のような方向性が示されている。

なお、新たな水田政策の実施に係る経費については、Ｒ９概算要求では事項要求として、予算編成過程で金額等を検討することとされている。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	―	―
	うち業務用米	―	当面、単収向上等の支援を検討（業務用米）
	非主食用米		生産性向上に向け、10a当たりの収量に応じた単価で支援
	うち米粉用米等	10a当たりの収量に応じた単価で支援	
	うち新市場開拓用米等	10a当たり定額の単価で支援	
	麦、大豆、飼料作物		
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等の取組も支援。	資金枠の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。付加価値向上等に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援（環境直接支払交付金の見直し）
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物　等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	－	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することで将来に向けた農業生産活動の継続を支援（中山間地域等直接支払交付金の見直し）
多面的機能支払交付金	－	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援（多面的機能支払交付金の見直し）

（出所）農林水産省「新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的考え方・仕組み」（令和８年６月）を一部加工

[4] 民間在庫量の適正水準は、取引関係者の間では、毎年６月末時点で 180 万ｔから 200 万ｔとされている。

[5] 21 万ｔの買戻しを踏まえた民間在庫量は、246 万ｔから 283 万ｔとなる。

３　飲食料品に係る消費税率引下げに伴う農業及び外食産業への影響

令和８（2026）年８月５日に閣議決定された「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」（以下、この項において「基本方針」という。）においては、令和９（2027）年４月１日から２年間、飲食料品に係る消費税率を８％から１％に引き下げることが示されている。

これが実施された場合、農業者にとっては農産物の売上げに係る消費税の率が大きく低下する一方で、生産資材の仕入れに係る消費税の率は変わらないことになる。通常、消費税の納税額の計算においては売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除するところ、実際の仕入れに係る消費税の額が売上げに係る消費税の額より大きい場合は還付を受けることができるが、還付までの資金繰りに問題が生じると報じられている[6]。

なお、現在農業者の９割超を占める消費税の免税[7]事業者・簡易課税[8]事業者[9]については、所得が減少するとも報じられている[10]。また、10％の税率が維持される外食産業については、競合する中食との税率の差が開くことにより、客足が流れる懸念が指摘されている[11]。

基本方針では、還付が受けられない農業者等については、現場の納得感のある対応を検討すること、あわせて、外食産業も含めて、影響を見極めた上で、資金繰り支援等のための予算措置を検討することが示された。農林水産省は、Ｒ９概算要求において、「飲食料品に係る消費税率の引下げに係る対応に係る経費」を事項要求している。

４　フードテック

世界的な食料需要の拡大や気候変動等により国内外の食料供給リスクが高まる中で、フードテック[12]は食料の安定供給や農林水産業の成長産業化に資することが期待されている。

令和８（2026）年７月に閣議決定された日本成長戦略では、我が国の更なる経済成長に向けて、官民による戦略的な国内投資を促進する 17 の戦略分野の一つとしてフードテックが位置付けられ、同分野の主要な製品・技術として植物工場、陸上養殖、食品機械及び新規食品の４領域が挙げられている[13]。同戦略とともに公表された官民投資ロードマップでは、これらフードテック分野の４領域に対する 2040 年度までの官民投資額の想定は、

6 『日本農業新聞』（2026.8.5）

7 売上げに係る消費税額の納税義務はないが、仕入れに係る消費税額は負担する。売上高が 1,000 万円以下の事業者が選択可能。

8 売上げに係る消費税額から、売上げに係る消費税額にみなし仕入れ率（農業の飲食料品の譲渡は 80%）を乗じて算出した金額を控除した金額を納税する。売上高が 5,000 万円以下の事業者が選択可能。

9 免税事業者・簡易課税事業者ともに実際の仕入れに係る消費税額が納税額に影響することはなく、還付は生じない（『日本農業新聞』（2026.6.3）等）。

10 年間で免税事業者は約 25 万円、簡易課税事業者は約 185 万円の負担額が生じるとの試算もある（『日本農業新聞』（2026.8.5）。売上高を免税事業者については約 360 万円、簡易課税事業者については約 3,300 万円等として行ったもの。）。

11 『産経新聞』（2026.8.6）

12 生産から流通・加工、外食、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデルのこと。（出所：フードテック官民協議会「フードテック推進ビジョン」（令和５年２月 21 日））

13 日本成長戦略におけるフードテック分野の検討を進めるため、フードテックワーキンググループが開催され、植物工場、陸上養殖、食品機械及び新規食品の領域ごとに検討が行われた。

合計で9.7兆円とされている。これを受けて農林水産省では、Ｒ９概算要求においてフードテック関連予算として約500億円を計上するとともに、フードテックを戦略的に遂行するため同年９月にフードテック戦略推進グループを省内に設置した。

(1) 植物工場

植物工場は、太陽光を利用しない完全人工光型と、太陽光を利用する太陽光利用型に大別され、その設置面積は完全人工光型が約 22ha、太陽光利用型が約 1.3 千 ha であり[14]、双方合わせて我が国の温室の設置面積約４万 ha の３～４％程度となっている。

植物工場は、高度な環境制御により季節や天候に左右されずに安定供給が可能であり、地域や土地を選ばないという利点がある一方で、設置及び運営に係るコストが大きく、事業化されている品目が限定的（レタスやトマト等）である点が課題とされている。

日本成長戦略等では、植物工場システムを国内外に販売し、2040 年にかけて農産物及び植物工場システムの世界市場におけるシェア３割を目指すとしている。

(2) 陸上養殖

陸上養殖業は、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）に基づき届出養殖業として位置付けられており、令和８（2026）年１月時点の届出件数[15]は約８百件となっている。また、陸上養殖業により生産された水産物の合計出荷数量は、令和６（2024）年度で約７千ｔであり、我が国の養殖業生産量約83万ｔの0.8％程度となっている。近年では新技術を活用した次世代養殖を目指すスタートアップ企業や、外資を含む大資本など様々な事業者が全国各地で参入している。

陸上養殖は、海洋環境の変化に左右されずに水産物の安定供給が可能という利点がある一方で、初期投資及び電気使用量が大きい点が課題とされている。

日本成長戦略等では、日本発の陸上養殖システムを開発・展開し、2040 年にかけて水産物及び陸上養殖システムの世界市場におけるシェア３割を目指すとしている。

５　農業生産活動における環境負荷の低減

政府は基本計画において、食料システムを持続可能なものとするため、環境と調和のとれた食料システムの確立を推進する必要があるとし、令和３（2021）年に策定した「みどりの食料システム戦略」に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進めると述べている。

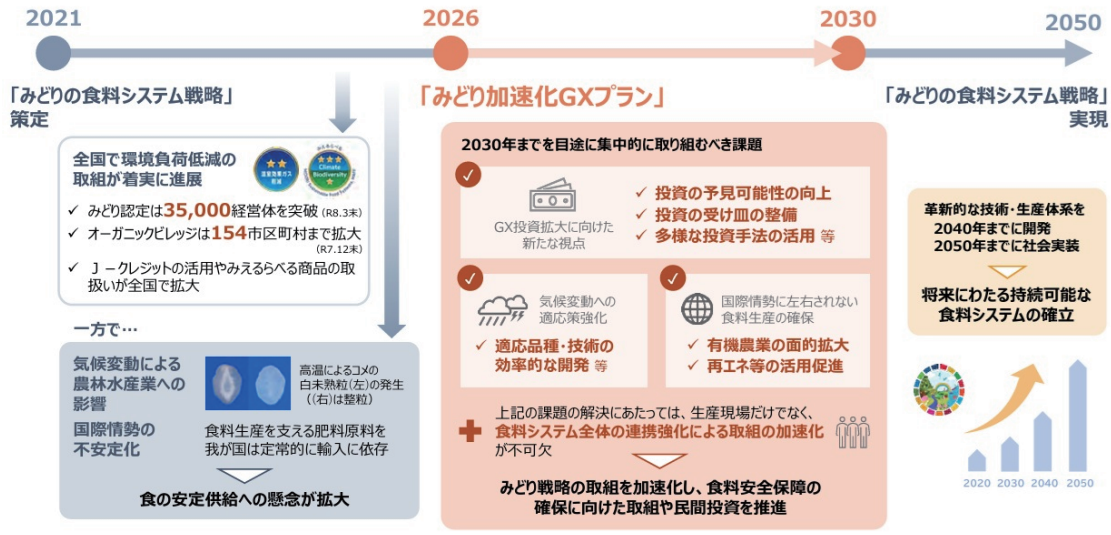
[14] 完全人工光型は優良事例調査に基づく推計値。太陽光利用型はおおむね１ha 以上等の大規模施設に限った数値。（出所：農林水産省「植物工場をめぐる情勢とこれまでの取組」（令和８年２月））

[15] 養殖場数と同義。なお、古くから河川等で営まれている陸上養殖及び許可制であるウナギ養殖は届出の対象外となっている。

(1) みどり加速化 GX プラン

農林水産省が令和８（2026）年６月に決定した「みどり加速化 GX プラン（通称：MIDORI BOOST）」では、令和 12（2030）年までを目途に集中的に取り組むべき施策として、食・農分野の環境負荷低減の取組への投資の拡大、気候変動への適応策強化、有機農業の面的拡大等をあげている。

「みどり加速化 GX プラン」の位置付け



（出所）農林水産省「みどり加速化 GX プラン」（令和８年６月）

(2) 新たな環境直接支払交付金の創設

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成 26 年法律第 78 号）に基づく環境保全型農業直接支払交付金制度により、有機農業等の環境保全効果の高い営農に対する支援が行われてきた。基本計画において、同制度を見直すこととされていたが、農林水産省は、Ｒ９概算要求の中で、新たな環境直接支払交付金については、これまでの地域支援から「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和４年法律第 37 号）の計画認定に基づく農業者支援とすることや、これまで制限のなかった支援期間について同一圃場での同一取組への支援はみどり認定の計画期間（５年）までとする等の方針を示している。なお、新たな環境直接支払交付金はＲ９概算要求において事項要求とされている新たな水田政策の中に位置付けられており、交付単価額も含めた支援の具体的な内容が注目される。

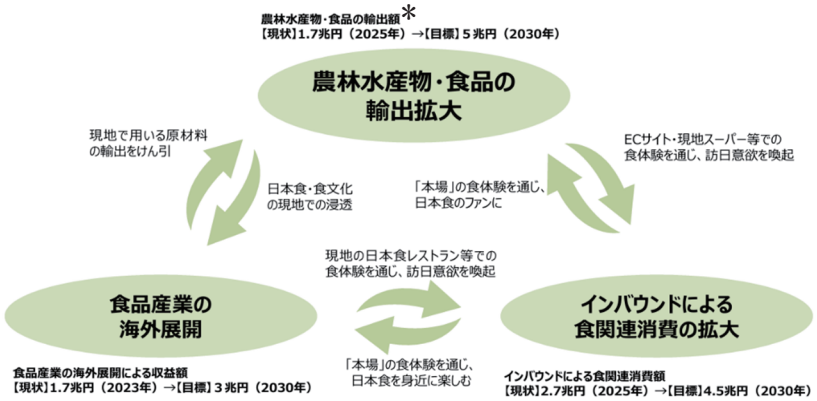
６　輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化

(1) 「海外から稼ぐ力」の強化

政府は、人口減少下においても農林水産業・食品産業の基盤を維持・強化するためには、農林水産事業者・食品事業者の収益向上に資するよう、農林水産物・食品の輸出拡大を加速するとともに、食品産業の海外展開、インバウンドによる食関連消費の拡大と連携することで、これらの相乗効果による「海外から稼ぐ力」の強化を図ることが重要であるとし

ている。

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和７年５月最終改訂）の全体像



＊ 令和７(2025)年の農林水産物・食品の輸出額は１兆7,005億円（少額貨物を含む。）であり、前年に比べ12.8%増加した。

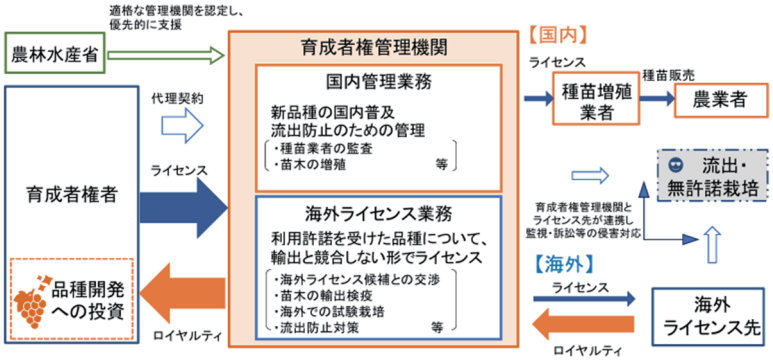
（出所）農林水産省「農林水産物・食品の輸出拡大等による『海外から稼ぐ力』の強化」（令和８年８月）を一部加工

(2) 優良品種の開発・管理・活用

政府は、「海外から稼ぐ力」を強化するためには、海外で高く評価される日本の優良品種の、流出防止のための適切な管理、産地化・ブランド化と、競争力の高い新品種の開発・普及を一体的に進めることが重要であるとしている。

令和８(2026)年の第221回国会においては、種苗法の育成者権保護を強化する改正と、重要品種[16]の育成・普及を推進する新法が成立した。また、同年７月、農林水産省は、優良品種の国内管理と海外ライセンスを実施する「育成者権管理機関」を初めて認定した[17]。

育成者権管理機関のイメージ図



（出所）農林水産省「農林水産物・食品の輸出拡大等による『海外から稼ぐ力』の強化」（令和８年８月）

16 「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律」（令和８年法律第71号）第２条第１項において、重要品種について、種苗法に規定する品種であって、「省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること」等の要件に該当するものと定義している。

17 株式会社J-PLANTS（東京都千代田区）

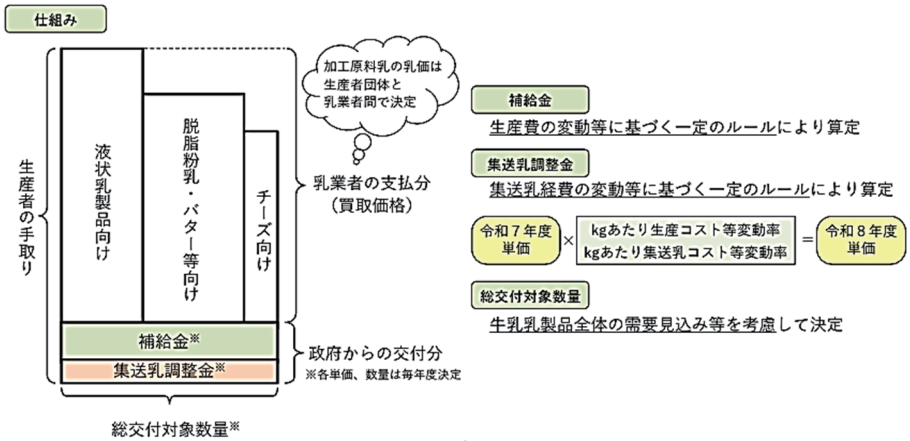
7　畜産経営の課題

(1) 畜産業を取り巻く状況と畜産・酪農経営安定対策

畜産業は、担い手の高齢化や後継者不足による生産基盤の弱体化、生産コストの高止まりなどの多くの課題を抱えているほか、コスト上昇等を価格へ十分に転嫁できていない状況にある。このため、政府は、就農支援や省力化、外部支援組織や酪農ヘルパー制度の充実、スマート農業技術やデータ活用による生産性・経営効率の向上に係る取組を推進している。

持続可能な畜産経営を実現するため、「畜産経営の安定に関する法律」（昭和 36 年法律第 183 号。以下「畜安法」という。）等に基づき、畜種ごとの特性に応じて各種経営安定対策が措置されている。肉用牛繁殖経営対策の肉用子牛生産者補給金の保証基準価格や酪農経営対策の加工原料乳生産者補給金等の単価・総交付対象数量などは、食料・農業・農村政策審議会への諮問を経て例年 12 月に決定されており、近年の支援水準は上昇傾向にある。

加工原料乳生産者補給金制度の概要（イメージ図）



（出所）農林水産省「畜産物価格制度の概要」

(2) 家畜伝染病対策

ランピースキン病や豚熱への対応等を着実に進めるため、令和８（2026)年５月に「家畜伝染病予防法」（昭和 26 年法律第 166 号）が改正された。政府は、高病原性鳥インフルエンザやアフリカ豚熱などの越境性動物疾病の侵入防止についても、水際検疫の徹底やＡＩを活用した検査技術の導入を進めるとともに、早期発見・早期通報、飼養衛生管理の向上、ワクチン接種の推進など国内防疫を徹底することが重要であるとの認識の下、施策を実施している。

(3) メルコスールとのＥＰＡ交渉

令和８（2026）年７月に南米南部共同市場（メルコスール）との経済連携協定（ＥＰＡ)交渉開始が正式に決定された。メルコスール諸国は、食肉・穀物・砂糖等で高い競争力を有すると見られているところ、我が国の農林水産業や地域経済、食料安全保障への影響を十分に分析し、交渉には安易な妥協を避ける態度で臨むとともに、家畜伝染病や植物

の病害虫の侵入防止に向け、科学的根拠に基づく検疫措置を引き続き厳格に実施するよう、与野党や関係団体から農林水産大臣等への要請や提言が行われている。

(4) 畜安法の一部改正に向けた動き

近年、脱脂粉乳の在庫が増加している[18]ため、全国の生乳生産者・乳業者・国が費用を負担して過剰分を飼料向けに回すなどの在庫削減対策を実施している。費用の一部は酪農家が出荷量に応じて負担しているが、農協系統向け出荷分は乳代から自動的に徴収される一方、系統外出荷分は酪農家自ら納付する必要があり、一部で未納が続いているとされている[19]。このため農林水産省は、費用負担の公平化を図るため、令和７（2025）年度から、脱脂粉乳の在庫削減対策への参加を国の主要な酪農関係補助事業の交付要件とするクロスコンプライアンスを導入している。在庫削減対策の取組を一層進めるため、現行の畜安法に基づき交付されている加工原料乳生産者補給金等についてもクロスコンプライアンスの対象とすべきとの関係団体等の意見があり、政府は同法の改正を目指していることが報じられている[20]。

８　地域計画を用いた適正な農地利用の確保の取組

(1) 地域計画の策定と見直し

令和５（2023）年４月に施行された改正後の「農業経営基盤強化促進法」（昭和 55 年法律第 65 号）により令和７（2025）年３月末までに各市町村において策定することとされた地域計画については、同年４月末までに 18,894 地区（策定予定数は 19,605 地区）で策定された。しかし、地域計画区域内の農用地等面積（422 万 ha）のうち、32％（134 万 ha）で将来の受け手が位置付けられておらず、将来の受け手に集約化することが明確化されている目標地図は策定数の 11％（2,053 地区）にとどまっている。

18　季節的な需給の変動や短期的な天候の変化等で生乳が余った時に、保存のきく製品に加工するが、バターと同時に製造される脱脂粉乳については、ヨーグルト消費の減少等により需要が低迷したことで需給ギャップが生じ、在庫が増加している。

19　『北海道新聞』（2026.7.16）

20　『日本農業新聞』（2026.7.16）

地域計画の策定状況（令和７（2025）年４月末時点）

項　　目	令和７年４月末時点（確定値）
策定市町村数	1,615市町村
策定された地域計画数	18,894地区 （策定予定数：2.0万地区）
地域計画区域内の農用地等面積※	422万ｈａ
うち　目標地図に位置付けられた農業者の10年後の経営面積	288万ｈａ
うち　将来の受け手が位置付けられていない農地面積	134万ｈａ（31.7%）

※ 地域計画が定められた区域における農用地等の面積。
農地のほか、畜舎・共同利用施設などの農業用施設面積が含まれる。

【目標地図の分類】

①将来の受け手に集約化	2,053（11%）
②現況地図にほぼ近い	8,536（45%）
③将来の受け手が不足	7,690（41%）
その他、①～③のいずれにも属さないもの	615（3%）

（出所）農林水産省「農地をめぐる状況について」（令和８年８月）を一部加工

農林水産省は、地域計画については随時見直し、完成度を高めていくことが重要であるとの認識の下、現場からのボトムアップ方式で重点的に地域計画の見直しに取り組む地区（重点地区）を設定するなど、地域計画の継続的な見直しを全国的に展開し農地集約を実現していく方針を示している。

(2) 相続を見据えた将来にわたる農地の適正利用の確保の取組

不在村の農地所有者が増加すると、その所有農地の利用が困難になるおそれがあるため、農林水産省は、地域計画の枠組みにおいて、所有者だけでなく相続人まで意向を把握し、相続前における権利移転の促進や、相続発生の時点で農地の適正利用を確保する新たな方策を検討する必要があるとの認識を示している。農林水産省は、農地を農家以外の親族に生前に譲渡しやすくするよう、信託[21]の仕組みを含めた「農地法」（昭和 27 年法律第 229 号）の改正[22]の検討とこれに伴う税制措置を要望していると報じられている[23]。

９　森林・林業政策

森林・林業政策については、「森林・林業基本法」（昭和39年法律第161号）に基づき、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念の実現に向けて策定された森林・林業基本計画の下、各般の施策が展開されている。

21　「信託」とは、委託者から財産を譲渡された受託者が、受益者のために財産の管理・処分等を行う制度のことである。信託の活用例として、高齢の親（委託者兼受益者）が、認知症などに備えるため、不動産等の自身の財産を家族（受託者）に信託（譲渡）し、その家族（受託者）から支援を受けることなどが考えられる（法務省「知って活用 信託制度」）。

22　現行の農地法では、農業協同組合及び農地中間管理機構が行うもの等を除き信託の引受けは禁止されている（農地法第３条第２項第３号）。

23　『日本経済新聞』（2026. 8. 26）、『日本農業新聞』（2026. 8. 28）

森林・林業基本計画は、森林・林業をめぐる情勢の変化を勘案し、施策に関する評価を踏まえ、おおむね５年ごとに所要の変更を行うこととされており、令和８（2026）年６月、新たな森林・林業基本計画が閣議決定された。

新たな森林・林業基本計画は、環境に配慮した企業経営やウェルビーイングの観点から木材利用への期待が高まっていることを踏まえ、正の連鎖でつなぐ国産材サプライチェーンを構築し、国民の安全・安心を根底から支える多様で健全な森づくりを着実に進めるものとしており、これにより、森林・林業・木材産業の好循環を生み出し、百年つづく「森の国・木の街」の実現を目指すとしている。

新たな森林・林業基本計画の主な施策

森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

■ 多様で健全な森林づくり
- 森林計画制度による機能に応じたゾーニング、適正な伐採と更新の確保、森林の公益的機能の評価
- 林業適地では循環利用（路網整備等の施策の重点化）、それ以外では侵入広葉樹活用による針広混交林化等
- 里山林を中心とした天然林の利活用等による機能の維持増進、原生的な天然林等の厳格な保護管理
- 生物多様性保全や気候変動対策に貢献する森林づくり
- 松くい虫・ナラ枯れの駆除予防措置、シカ・クマ対策
- 花粉の少ない森林への転換

■ 再造林の推進
- 特定苗木等の生産及び流通体制の整備
- 伐採から植栽・下刈りまでの省力化・低コスト化

■ 集積・集約化の加速
- 外縁確定型の普及、改正森林経営管理法の最大限の活用
- ゾーニングや境界明確化に向けたリモートセンシング、AIの活用
- 森林所有者情報等の精度向上・提供

■ 国土の保全
- 気候変動等を踏まえた森林整備・治山対策
- 開発等に係る厳正な制度運用
- 林野火災予防対策

■ 山村地域の発展
- 山村地域の所得向上や豊かな森林づくりにつなげる「森業」の推進、関係人口の創出・拡大

林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

■ 長期にわたる持続的な経営を担う多様な林業経営体の育成及び確保
- 面的まとまりをもって一体的に長期間経営する林業経営体の育成
- 生産性向上に向けた適切な作業システム等の導入
- 新規事業者等の多様な林業経営体の育成

■ スマート林業技術の開発や実装
- 労働安全の確保・生産性向上に向けた林業機械の遠隔操作・自動運転技術等の開発・実装
- 造林作業の機械化に向けた施業方法の転換

■ 林業従事者の確保及び育成、定着
- 新規就業者や多様なキャリア形成に対応した段階的・体系的な人材育成
- 多様な人材の活躍に向けた環境整備

■ 所得向上、労働環境の改善
- 所得向上に向けた、技能検定を活用した能力評価の導入
- 労働環境の改善に向けた、関係者の意識改革の徹底

林産物の供給及び利用の確保に関する施策

■ 強靭な国産材サプライチェーンの構築
- 需給動向やコスト構造、森林・木材の持続性に関する情報の共有・相互理解、合理的な価格形成が図られるサプライチェーンの構築
- ICT活用等による原木流通コーディネート

■ 国産材の供給力強化
- 非住宅分野向け部材や国産材比率の低い製品の生産力強化やストック機能強化
- JAS等品質性能の確かな製品の安定的・効率的供給
- 大径材に対応した設備の整備
- ニーズに対応した高付加価値製品の持続的供給

■ 国産材の利用拡大と幅広い需要の創出
- 木材の環境貢献等の見える化
- 都市（まち）の木造化推進法に基づく公共建築物の木造化・木質化、建築物木材利用促進協定等を活用した民間の木造化・木質化の促進
- 標準設計の開発・普及等による非住宅・中高層建築物の木造化、住宅における国産材利用促進
- 大径材や広葉樹材を活用した内装材等の高付加価値製品の開発・普及
- CLT、ツーバイフォー等の木材製品の輸出拡大
- 木質系新素材の開発・実装、未利用材の有効活用
- 関係府省との連携による木育の推進

国有林野の管理経営に関する施策
- 公益を重視した、一元的な管理経営の実施
- 全国的な組織・技術力や豊富な森林資源を活用し、地域の森林・林業施策の課題解決をリード
- 需給状況の的確な把握と地域の市況等を考慮した国有林材の機動的な供給
- 多様性の高い森林づくり、山地の防災・減災への対応、林業経営体の経営基盤の強化、開かれた「国民の森林」としての管理経営の実施

横断的に推進すべき施策
- デジタル技術の活用の推進（森林管理から生産・流通までの効率化に向けた林業DX、森林土木分野におけるICT等導入）
- 東日本大震災からの復興・創生

（出所）林野庁「森林・林業基本計画の概要」（令和８年６月）

林野庁は、新たな森林・林業基本計画に掲げられた「森の国・木の街」の実現に向け、Ｒ９概算要求において「『森の国・木の街』創造連携イニシアティブ事業」として 83 億円を新たに要求している。同事業は、都道府県が作成する「森の国・木の街創造連携計画」（仮称）に基づいて行われる、川上から川下までの地域の関係者の連携による生産性・付加価値向上等の取組に対して関連事業で優先枠等を設け、国産材サプライチェーンの強靭化を集中的に支援するものである。

10　海洋環境の変化への対応

近年、気候変動の影響による海水温の上昇等の海洋環境の変化を受けて、サンマ、スルメイカ、サケ等の主要魚種の不漁の長期化や、ノリの生育不良やホタテ貝のへい死等の養

殖業への被害が起きており、これらに依存する漁業や水産加工業等の経営に大きな影響を及ぼしている。

こうした状況の中、漁業・養殖業者、加工・流通業者、漁村地域の関係者等によって、海洋環境の変化への対応に向けた次のような取組が行われている。

①漁船漁業　より利用可能な資源への転換や新たな漁法の導入による従来の漁法との複合化等

②養殖業　高水温耐性品種の導入等

③加工・流通業　新たに獲れるようになった魚種の加工や流通の改善等

④漁村地域　藻場の保全活動等

水産庁が、令和５（2023）年に開催した「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」の取りまとめにおける対応の方向性と施策の実施状況は下図のとおりである。

なお、令和９（2027）年３月の閣議決定が見込まれている次期水産基本計画の策定の議論においても、海洋環境の変化への対応の視点から、施策の見直しが検討されている。

海洋環境の変化への対応の方向性と施策の実施状況

対応の方向性	施策の実施状況
1．資源調査・評価の充実・高度化	
①　資源評価等に関する米国等**関係国との情報交換の促進** ②　詳細な海洋環境データや漁業データの収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等**調査手段の充実** ③　水産資源の分布・回遊や生態に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など**調査・評価内容の充実** ④　漁業者への科学的情報の迅速な伝達と、漁業者からの情報の丁寧な聞き取りなど**対話の促進**	①　米国等からの情報交換の機会の設定等 ②　(国研)水産研究・教育機構の体制強化の検討、漁船活用型調査の充実による更なる漁業データ等の収集の検討等 ③　資源分布・回遊、生態に関する情報収集の方法、評価手法の改善の検討等 ④　ステークホルダー会合をはじめとした資源評価結果の説明、漁業者から意見聴取の実施等
2．漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換	
①　海洋環境の変化による資源変動に対応した**漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進** ②　大臣許可漁業のＩＱの運用方法など複合化等に向けた**制度面の対応の検討** ③　試験研究機関による収益性の実証や、スマート技術の活用促進など**経営形態の変更を後押しする取組の推進**	①　漁法や漁獲対象魚種の複合化、新たな操業体制の構築、サケ定置の養殖転換等の取組の実証等 ②　TAC魚種を主な漁獲対象とする沖合漁業におけるIQによる管理の導入等 ③　新たな漁法や漁場、技術の検証、開発の実施等
3．養殖業との兼業化・転換	
①　魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の**飼料対策** ②　人工種苗の普及推進等の**種苗の確保** ③　**ニーズやコストを踏まえた兼業先・転換先の選択** ④　**既存の養殖業の生産性向上** ⑤　**養殖業の輸出・国内流通対策**	①　国産魚粉・魚油の供給・利用体制の構築等への支援等 ②　優良系統の開発の充実等 ③　環境変化への対応の為に行う養殖対象種・手法の転換 ④　スマート機器を導入した自動給餌機の導入等 ⑤　マーケットイン型養殖業の実証に必要な機材の導入等
4．魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通	
①　スマート技術による**流通の効率化**や、資源状況の良い魚種への**加工原材料の転換**等の推進 ②　水産エコラベル等の取組の推進や輸出先国のニーズに対応したサプライチェーンの構築による**新たな魚種も含めた輸出対策の強化** ③　資源管理や環境に配慮した漁業への**消費者理解の増進**	①　産地市場機能の集約・強化や加工原材料の多様化等のための施設の整備等 ②　輸出拡大に向けた取組、水産エコラベルの普及に向けた取組の実施等 ③　魚食普及の推進に向けた取組の実施等
5．魚種・漁法の複合化等の取組を行う経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協	
①　複合化等に取り組む漁業者を**サポートする体制や仕組みの整備** ②　必要な知識・技能の習得促進等による**人材の確保・育成** ③　複合化等を**サポートする漁協の体制の強化・充実**	①　漁協職員の資質向上のための研修機会を充実等 ②　魚種や漁法の転換に向けた知識・技能研修の実施等 ③　漁協の体質強化に向けた取組の実施等

（出所）令和６年度水産白書

内容についての問合せ先
農林水産調査室　本山首席調査員（内線 68540）